

**11月12日～25日は、「女性に対する暴力をなくす運動」期間です**

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、決して許されるものではありません。

この運動期間をきっかけに、女性に対する暴力について考え、暴力のない社会づくりをすすめてみましょう。

**【相談窓口】**

- ・千葉県女性サポートセンター  
☎ 043(206)8002
- ※24時間対応
- ・長生健康福祉センター  
☎ (22)5565
- ※9時～17時(土日・休日除く)、面接相談要予約
- ・子育て家庭相談室(2階)  
☎ (23)5500
- ※8時30分～17時15分(土日・休日除く)

**「女性の人権ホットライン」を開設します**

夫・パートナーからの暴力やストーカー等の女性をめぐ

る各種の人権問題について、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中、全国一斉に人権擁護委員がホットラインで相談に応じます。

- 11月14日(月)～18日(金)8時30分～19時、11月19日(土)・20日(日)10時～17時
- ☎ 0570(070)810
- ☎ 千葉県人権擁護委員連合会事務局  
☎ 043(247)3555

**11月は児童虐待防止推進月間です**



「さしのべて あなたのその手 いちはやく」

(平成28年度児童虐待防止推進月間の標語)

11月は、「児童虐待防止月間」です。児童虐待に対する理解を深め、一人ひとりの温かいまなざしと声かけで子どもたちを虐待から守りましょう。

【子どもを虐待から守る5か条】  
(厚生労働省リーフレットより)  
①「おかしい」と感じたら迷わず連絡(通告)

- ②「しつけのつもり・・・」は言い訳
- ③ひとりで抱え込まない
- ④親の立場より子どもの立場
- ⑤虐待はあなたの周りでも起こりうる

**ご相談、通告先**

- ☎ 子育て支援課(2階)  
☎ (20)1573、FAX(20)1610
- ☎ 子育て家庭相談室(2階)  
☎ (23)5500

**11月は「動物による危害防止対策強化月間」です**

動物を飼う方は、次のことに注意しましょう。

- ▼犬の放し飼いは禁止されています。散歩は犬を制止できる人が、短い引き綱で行いましょう。
- ▼犬の登録と年1回の狂犬病予防注射は、法律に定められた飼い主の義務です。
- ▼猫は屋内で飼いましょう。糞尿や鳴き声による被害を防止でき、感染症や交通事故等の危険から猫を守ることでできます。

▼犬猫合わせて10頭以上飼う場合、保健所への届け出が必要(91日齢未満の犬猫を除く)。

▼飼い犬が人をかんだ時は保健所へ届け出し、かんだ犬が狂犬病の疑いがないかどうか獣医師の検診を受けさせる必要があります。

▼動物は責任をもって最後まで面倒を見ましょう。やむを得ない事情で飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探してください。保健所・動物愛護センターでは飼い主探しをお手伝いします。

▼動物愛護センターでは、定期的に「犬の飼い方・しつけ方教室」を開催しています。



- ☎ 長生健康福祉センター(保健所)  
☎ (22)5167
- ☎ 千葉県動物愛護センター  
☎ 0476(93)5711

**明るい選挙啓発ポスター・標語作品展**

選挙管理委員会では、市内小中学生を対象に募集した

「明るい選挙啓発ポスター・標語」の作品展を開催します。

11月18日(金)～29日(火)／会場 中央公民館

また、11月16日(水)までの間、茂原駅南口公共駐車場ショールームにウインドウに入賞作品を展示します。

**◆主な入賞者(敬称略)**

**【ポスターの部】**

- 市長賞 北田瑞穂(本納中3年)、議長賞 中村日真莉(萩原小4年)、教育長賞 石井陽莉(鶴枝小2年)、選管委員長賞 穴倉結友(本納中3年)、明推協会賞 堤坂小日向(茂原小6年)

**【標語の部】**

特選 安藤ひまり(豊田小5年)「伝えよう 自分の意志を その票で」

- ☎ 選挙管理委員会(6階)  
☎ (20)1529、FAX(20)1604

**献血にご協力を！**

11月7日(月)10時～16時／会場 保健センター／主催 茂原中央ライオンズクラブ／共催 茂原市献血推進協議会

- ☎ 健康管理課(2階)  
☎ (20)1574、FAX(20)1600